

社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長 芳賀 裕 氏 特別講演会 『成年後見制度と司法書士の役割』 2月12日(土) LEC 水道橋本校にて

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、このたび、社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長・芳賀裕氏をお招きし、2月12日(土)にLEC水道橋本校にて「成年後見制度と司法書士の役割～制度11年の歩みと今後の展望～」と題した特別講演会を開催いたします。

◆ 成年後見制度と後見人業務について

社会の高齢化が進む中、ますます需要が高まると見込まれる「成年後見」について、司法書士として成年後見制度の第一線で取り組まれている芳賀先生に、実際に体験した実務の事例をもとに、司法書士の役割、成年後見制度の問題点、今後の課題についてお話いただきます。本講演を通して、成年後見制度において、司法書士が果たすべき役割を再確認していただくことをねらいとしています。

【成年後見制度とは?】

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などを本人が行うのが難しい人、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまうなど判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。法定後見制度(※1)と任意後見制度(※2)の2種類がある。1999年12月、「民法の一部を改正する法律」、「任意後見契約に関する法律」、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「後見登記等に関する法律」の4法が改正され、2000年4月に施行されたことによりスタートした。

(※1)法定後見制度:「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為、本人が自分で法律行為をするときの同意、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消すなどの保護・支援を行う。

(※2)任意後見制度:本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えてあらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になる。

◆ 講演会概要

タイトル	成年後見制度と司法書士の役割～制度11年の歩みと今後の展望～	
講師	芳賀 裕 氏 (社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長/司法書士) <略歴> 1952年 福島県生まれ。1975年 芳賀裕司法書士事務所開設(現ロアフォルジュ司法書士事務所)。 2001～2007年 福島県司法書士会会長。2007年～ 同名誉会長。2004～2008年 株式会社東邦銀行社外監査役。2007年～ 社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長、日本成年後見法学会理事。2009年～ 福島県市町村教育委員会連絡協議会会長。	
開催日時	2011年2月12日(土) 12:00～13:30 ※質疑応答含む	
会場	LEC 水道橋本校 【所在地】東京都千代田区三崎町 2-2-15 Daiwa三崎町ビル(受付1階) 【交通】JR水道橋駅東口より徒歩3分。都営三田線水道橋駅より徒歩5分。地下鉄丸ノ内線後樂園駅、地下鉄半蔵門線・都営新宿線・都営三田線神保町駅、地下鉄東西線九段下駅より徒歩10分。 <同時中継会場> 松山本校 広島本校 岡山本校 静岡本校 名古屋駅前本校 横浜本校 仙台本校 札幌本校 梅田駅前本校 福岡本校	
参加料	無料	
対象	成年後見制度にご関心のある方、司法書士資格にご関心のある方、司法書士を目指している方、司法書士業務に従事している方	

★詳細はこちら→ <http://www.lec-jp.com/event/entry/index.php?id=2225>

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL:0120-35-5005(携帯・PHSからは、03-5913-6001)

取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 広報課 TEL:03-5913-6220